

30 企法指第 53 号

昭島市情報公開・
個人情報保護運営審議会

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成30年10月16日

昭島市長 臼 井 伸 介

記

諮問第 62 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問事項の詳細は、別紙のとおり

諮問第 62 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

(説明) 昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第14条第2項ただし書の規定に基づき、次の事項について諮問する。

市税等の口座振替に係る伝送代行業者及び口座振替取扱金融機関への口座情報の提供について

1 導入の背景及び目的

口座振替は市税等の納付手続を簡素化し、納期限内の納付を促進することを目的として、金融機関等に出向くことなく納付できるよう、納税義務者等から申込みを受けて、指定の金融機関口座から直接市税等を引き落とし、市へ納付するものです。

納税義務者等からの口座振替の申込みがあった場合は、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」といいます。）の規定フォーマットに基づき、金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義人等の情報（以下「口座情報」といいます。）を、納期限前に口座振替取扱金融機関（以下「金融機関」といいます。）に提供する必要があります。

現在、市税等の取扱科目を所管する各課で受け付けた口座情報は、月ごとのローテーションで1課が取りまとめて、金融機関に提供しています。また、口座情報はフロッピーディスクやDVDなどの記録媒体に記録し、各金融機関に郵送又は宅配でやり取りを行っています。しかし、フロッピーディスクの製造・保守の終了に伴い、各金融機関から、口座情報の記録媒体の切替え又は電気通信回線による口座情報の提供の依頼が寄せられています。また、記録媒体の破損など情報管理の安全性や、記録媒体の紛失による情報の漏えいなどが懸念されています。

そこで、口座振替事務の迅速化・効率化を図り、情報管理の安全性を高めるため、電気通信回線により伝送代行業者（L G W A N－A S P 事業者）を経由して金融機関に口座情報を送信する「データ伝送」を導入したいと考えています。このことが条例第14条第2項本文の規定により禁止されている「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提

供」に該当することから、同項ただし書の規定に基づき意見を求めるものです。

2 データ伝送システムの概要及び構成

データ伝送システムでは、電気通信回線を通じて口座振替に必要な情報を各金融機関へ送り、また、その結果を記録したデータを市が受け取ります。

データ伝送に際しては、金融機関へのデータ伝送を伝送代行業者に委託して行います。これにより、市では伝送用ソフトウェアや設備等の導入、維持・保守が不要になり、また機器や回線のトラブル発生時に原因究明・対応を専門の担当者が行うことができることなどから、口座振替事務の安定性を保つことができます。

3 外部提供する情報等

電気通信回線を通じて金融機関に提供する口座情報、使用する電気通信回線等は、以下のとおりです。

(1) 提供する口座情報

①口座名義等…口座名義人カナ氏名、口座番号、口座種別、
金融機関コード、支店コード

②科目 ③通知書番号 ④期別 ⑤金額

⑥委託者コード（市と金融機関の契約番号）

(2) 使用する電気通信回線

L G W A N回線（市と伝送代行業者）

I S D N回線など、全銀協が標準とするセキュリティのある通信方法
（伝送代行業者と金融機関）

(3) 提供開始時期

平成32年1月1日（予定）

(4) 提供頻度

毎月1回

(5) 導入する部署（取扱科目）

納税課（市税・国民健康保険税）

介護福祉課（介護保険料）

保険年金課（後期高齢者医療保険料）

子ども子育て支援課（保育料）

子ども育成課（学童クラブ育成料）

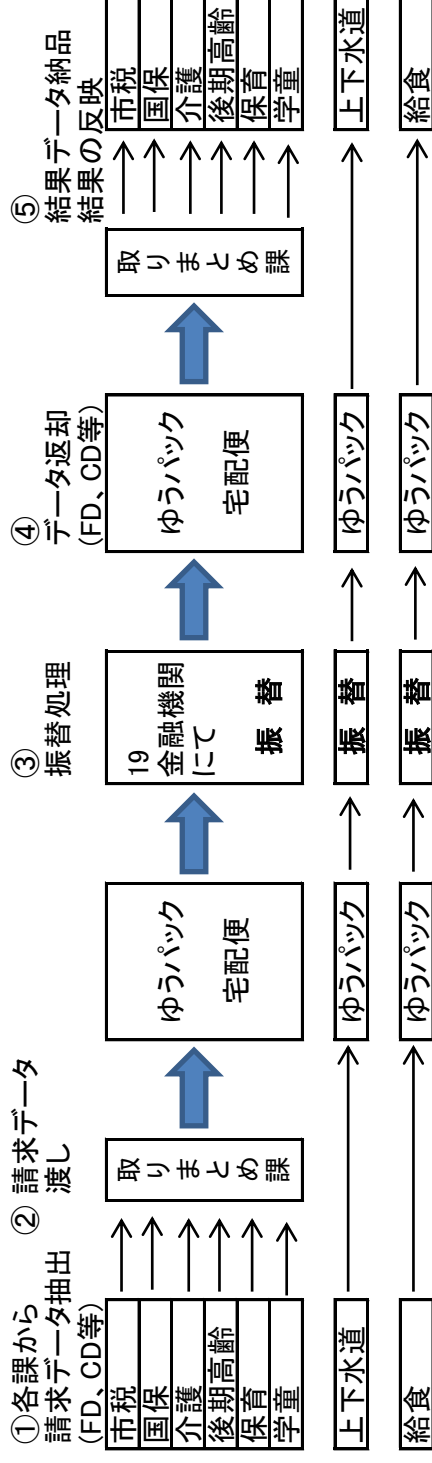
水道部業務課（上下水道料）

学校給食課（給食費）

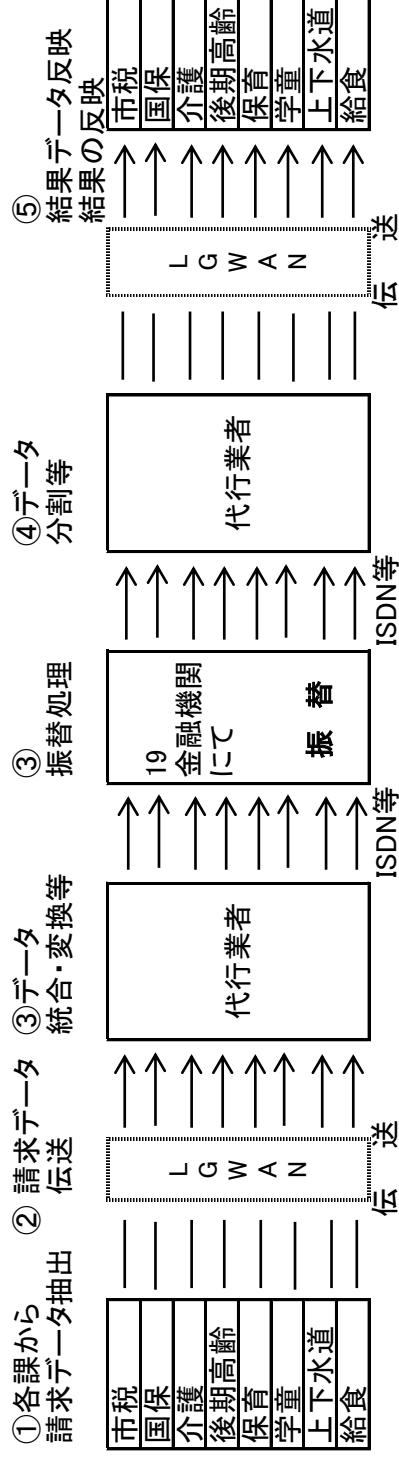
なお、以下の措置を講じ、セキュリティ対策に万全を期します。

- （１） 口座情報を送信する電子計算機は、各関係部署に１台設置する。
- （２） 電気通信回線の接続先は、各関係部署に設置する１台の端末にのみ登録する。当該登録については、各関係部署の課長が管理する。
- （３） 口座情報の送信には、関係部署ごとに設定するパスワードを必要とし、操作履歴を保存する。
- （４） 契約時（平成31年４月以降）に、伝送代行業者の運用ルール、手順を確認し、損害賠償、免責事項、個人情報の保護などを明確化する。

図一 現状のフロー図



図一 伝送のフロー



平成30年10月30日

昭島市長

臼井伸介 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大野 隆 司

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成30年10月16日付け30企法指第53号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第62号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

答 申

諮問第62号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

市税等の口座支払を行うに当たって、納税義務者等の口座情報を電気通信回線により伝送代行業者を経由して金融機関に送信することについては、事務の迅速化・効率化及び情報管理の安全性を高めるうえで有益かつ必要であると認め、了承する。

また、今後新たな取扱科目を追加する場合も、同様に了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、十分に留意し、適正な運用に努めていただきたい。